

### 第3節 繰延資産の償却費の計算

法人は各種の費用を支出するが、それが全て支出時の損金になるわけではなく、その支出した費用が翌期以降の収益にも貢献すると認められるものについては、繰延資産、前払費用及び資産の取得価額として、その支出の効果の及ぶ期間に分けてそれぞれの期間の費用として処理する。

この節では、このうち繰延資産の範囲、償却費の計算について学習する。

#### 学習のポイント

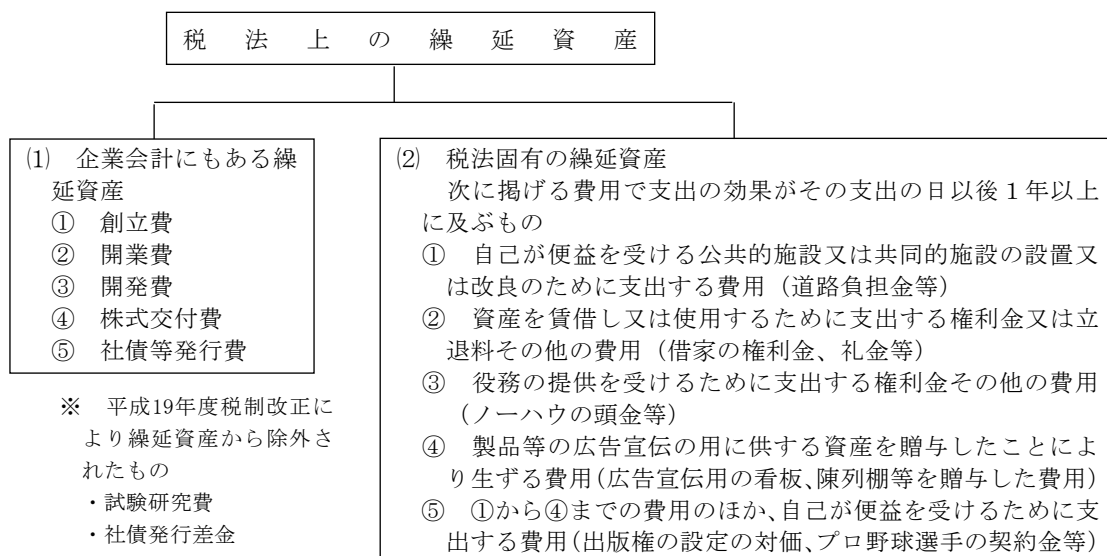
- 1 繰延資産とは何か、また、その種類はどのようなものがあるのか
- 2 償却費の計算はどのように行うのか

#### 1 繰延資産とは何か、また、その種類はどのようなものがあるのか

「繰延資産」とは、既に代価の支払が完了し、これに対応する役務の提供を受けた費用のうち、支出の効果が翌期以降にも及ぶと予想される費用を、適正な期間損益計算の観点から、支出の効果の及ぶ期間に合理的に配分するため、財産的価値を有しないものを経過的に資産として計上するものである。したがって、繰延資産は、換金性もなく、また、法律上の権利でもなく、実体を伴わない資産（擬制した資産）であるところにその特徴がある。

法人税法では、適正な期間損益計算を行うことによって法人間の課税の公平を期するため、減価償却資産と同じく繰延資産を規定している。

法人税法上の繰延資産は、法人の支出する費用のうち支出の効果が1年以上に及ぶものをいい、資産の取得価額に算入される費用と前払費用は除かれている。この支出の効果が1年以上に及ぶ費用には、企業会計における繰延資産も含まれる（法2二十四、令14）。



【参考法令・通達番号】

基通8-1-1～8-1-15

## 2 償却費の計算はどのように行うのか

繰延資産はその効果が及ぶ期間を基礎として償却するが、その償却限度額は繰延資産の区分に応じ、それぞれ次により計算した金額となる（法32①、令64①）。

### (1) 企業会計にもある繰延資産

償却限度額＝その繰延資産の額

法人の随時償却とされ、期末現在の繰延資産の額の全額が償却限度額となる。

### (2) 税法固有の繰延資産

$$\text{償却限度額} = \text{支出した費用の額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{\text{支出の効果が及ぶ期間の月数}}$$

支出した費用をその支出の効果が及ぶ期間で按分した金額がその事業年度の償却限度額となる。

(注) 支出する日の属する事業年度においては、その支出する日からその事業年度終了の日までの月数とする（1月未満の端数は1月とする。）。

法人税法上、損金の額に算入される額は、償却費として損金経理した金額のうち償却限度額に達するまでの金額であり、また、償却超過額の取扱いは減価償却の場合と同様である（法32①⑥、令64、65）。

なお、その支出した費用の額が20万円未満であるときは、繰延資産として計上しないで、その支出時に全額を損金経理により損金の額に算入することができる（令134）。

【参考法令・通達番号】

基通8-2-1～8-2-5、8-3-1～8-3-8